

県立育精福祉センター旧居住棟等産業廃棄物収集運搬及び処分業務 委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年8月27日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託する業務の名称

県立育精福祉センター旧居住棟等産業廃棄物収集運搬及び処分業務

(2) 履行場所

南アルプス市有野3303-2

育精福祉センター旧居住棟及び精神薄弱者重度更生施設

(3) 委託期間

契約日から令和7年12月26日

(4) 委託する業務の仕様等

入札説明書及び契約書（案）で定める内容であること。

2 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く）

④ 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

⑤ 資格審査の申請を行う日が属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年山梨県告示第67号）

に規定する物品等競争入札参加資格者名簿（認定種目：産業廃棄物収集・運搬及び産業廃棄物処分）に登載されている者であること。

- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業に係る許可及び同条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業に係る許可を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等から受けている者であること。なお、取り扱うことができる品目として、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず及びがれき類の許可を受けていること。
- (5) 産業廃棄物の収集・運搬業に関して(1)～(4)全ての要件を満たす事業者が産業廃棄物の処分業に係る許可を受けていない場合、産業廃棄物の処分業に関して(1)～(4)の要件を満たす処分事業者が廃棄物処分を行うことにより入札参加することができるものとする。この場合は、入札参加資格確認申請書に「施工体制図」を添付し、各事業者における「収集・運搬業務」「処分業務」の役割分担を明示すること。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和7年9月19日（金）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、4（6）に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年9月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、次のいずれかの方法により交付する。

① 直接交付

この公告の日から令和7年9月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、4の（6）に掲げる場所において直接交付する。

② 電子メールによる交付

電子メールで入札説明書の交付を希望するときは、電子メールの件名に「県立育精福祉センター旧居住棟等産業廃棄物収集運搬及び処分業務の委託に係る一般競争入札説明書交付希望」と記載し、本文には、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、名称、担当者の部署名および氏名を記載し、4の（6）に掲げるメールアドレス宛て送信すること。また、電子メール送信後は、必ず到達確認の電話を入れること。なお、障害福祉課のホームページ下部にあるお問い合わせフォームから請求しないよう注意すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 現地説明会について

令和7年9月12日（金）午前10時からまたは、令和7年9月16日（火）午前10時から1の（2）の場所において現地説明会を実施する。現地説明会への参加は任意とし、参加を希望する者は、令和7年9月10日（水）午後12時までに4（6）の場所に電話連絡すること。なお、参加を希望する者がいない場合は、現地

説明会は行わない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和7年10月10日(金) 午前10時30分
- ② 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁本館5階 福祉保健部会議室

(6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- ① 一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。
- ② この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③ 入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8) 落札者の決定方法

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収する。

(2) 契約保証金

規則第109条の規定により、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結の際に納付すること。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する場合は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

① 落札者が契約締結までの間に、2に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

② 詳細は、入札説明書による。

③ 問い合わせ先

山梨県福祉保健部障害福祉課(山梨県庁 本館1階)
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話 055-223-1519

FAX 055-223-1464

電子メールアドレス shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

ファックス又は電子メールを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。